

大分県エコアクション21審査員試験受験費用等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、事業者の環境への取組の実行性を高め、企業価値を向上させる「エコアクション21」の普及を図るため、エコアクション21審査員試験を受験し、審査員補として要員認証・登録された者に対して予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則(昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「エコアクション21」とは、エコアクション21中央事務局が、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に定める規格に適合する環境マネジメントシステムを認証・登録する制度をいう。
- (2) 「審査員」とは、エコアクション21中央事務局又は地域事務局から選任を受け、事業者に派遣され、事業者のエコアクション21ガイドラインへの適合性及び有効性の審査並びに事業者の環境経営に関する取組について指導・助言を行う者をいう。
- (3) 「審査員補」とは、審査員への昇格を目指し、その力量向上を図る者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金を申請する年度にエコアクション21中央事務局が実施するエコアクション21審査員試験を受験し、審査員補として要員認証・登録された者であること。
- (2) 補助金の申請時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき大分県内の市町村が備える住民基本台帳に記録されている者であること。
- (3) 暴力団員(暴力団員による不要な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費は、エコアクション21審査員試験等の受験に要した経費のうち、次に掲げる経費とする。
 - イ エコアクション21中央事務局に支払うエコアクション21審査員試験受験料
 - ロ エコアクション21中央事務局に支払うエコアクション21審査員補研修及び確認試験受講料

- (2) 補助率は、10／10以内とし、14万3千円を上限に予算の範囲内で交付する。
- (3) 補助金の交付は1者につき、1回までとする。

(補助金の交付申請並びに実績報告)

第5条 規則第3条第1項及び第12条の規定による申請並びに実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(第2号様式)
- (2) エコアクション21審査員補要員認証・登録書類の写し
- (3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 住民票の写し
- (5) 誓約書(別紙)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請及び実績報告を提出するにあたって、補助対象者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 3年以内に審査員として要員認証・登録されること。
- (2) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (3) 前条第2項ただし書の規定により補助金の申請及び実績報告をした場合は、第7条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第3号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (4) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定並びに額の確定)

第7条 規則第6条及び第13条による通知は、補助金交付決定通知書兼額確定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書兼額確定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第 9 条 この補助金は、精算払の方法により交付する。

(補助金の交付請求)

第 1 0 条 補助金の交付決定及び額の確定通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第 5 号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年度の予算に係る大分県エコアクション 2 1 審査員試験受験費用等補助金から適用する。